令和 3 年 第 1 回白石町農業委員会議事録

- 1. 開催日時 令和 3 年 1 月 5 日 (火) 午前 9 時 00 分~10 時 30 分
- 2. 開催場所 白石町役場3階大会議室
- 3. 出席委員(35人)

1番	木下善明 委員	2番	溝口俊弘 委員	3番	外尾正則 委員
4番	藤井啓二 委員	5番	森口弘実 委員	6番	大串 勝委員
7番	川﨑勝巳 委員	8番	渕上 誠 委員	9番	久原 勤 委員
10番	川﨑哲朗 委員	11番	池上勝文 委員	12番	川﨑正明 委員
13番	橋本重吉 委員	14番	香月幸雄 委員	15 番	山下正行 委員
16番	江口和広 委員	17番	土井哲夫 委員	18番	津田 保委員
19番	森 邦之 委員	21 番	川﨑敏樹 委員	22 番	中村康則 委員
23 番	香月伸幸 委員	24 番	溝上博信 委員	25番	岩石 学 委員
26 番	川﨑照子 委員	27番	田口千津子委員	28 番	片渕秋正 委員
29 番	香月藤芳 委員	30番	香月一夫 委員	31番	松尾利助 委員
33番	筒井政信 委員	34 番	外尾美津子 委員	35番	一ノ瀬美佐子委員
36番	津田裕之 委員	37番	片渕久司 委員		

- 4. 欠席委員(1人)
 - 32番 光武直広 委員
- 5. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2(1)農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 令和3年白石町農用地利用集積計画(1号)の承認決定について
 - (5) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

(1) 合意解約の報告

業務連絡事項

- (1) 第2回農業委員会総会の日時及び場所
- (2) 農地パトロール
- (3) その他
- 6. 農業委員会事務局職員

 事務局長
 久原雅紀

 課長補佐兼農地農政係長
 香月康彦

 農地農政係長
 吉原 浩

 農地農政係
 川崎正己

7. その他出席職員

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和3年1月第1回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 ありがとうございました。

本日は、34番外尾美津子委員から、少し遅れるとの連絡があっております。また、32番光武委員から欠席の届けがあっております。

ただ今の出席委員は 36 名中 34 名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則により会長が務めます。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、11番池上委員、12番川﨑委員を指名いたします。 これより議事に入ります。

=議案番号第1号=

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案番号第1号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第1号。権利の種類は使用貸借権設定。

貸付人は、白石町大字福富○○番(南区)○○氏です。

借受人は、白石町大字福富○○番(南区)○○氏です。

作付面積は、田 24,467 ㎡、畑 14,238 ㎡、計 38,705 ㎡です。

稼働力は男1名、女2名です。

申請の事由は、後継者に対し使用貸借権の再設定でございます。(期間は令和3年1月6日~20年間)

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長事務局の説明が終わりました。

質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番○○です。これ資料の譲渡人、借り受け人の面積が違うのはなぜですか。田が

21,356、貸し付け人。借り受け人のところは、24,467 となっているのでなぜですか。貸す人と借り受けた人の数字が合ってないとおかしいのではないでしょうか。親子なので大丈夫とは思うのですが、こんなに借りてないとか、貸したとかなるとおかしいのではないでしょうか。なぜでしょうか。説明をお願いします。

事務局 今、言われているのが、左に書いてある申請農地の表示の面積と、右のほうの耕 作面積の数字が違うとおっしゃっているのですよね。

申請面積の表示については、今回、使用貸借権を設定される面積が、合計 35,370 ㎡となっております。右側の耕作面積は、現在耕作されている面積に、左側の申請 農地の分を加えた数値になっておりますので、右のほうが多くなります。

○番本人さん、耕作されているわけですね。

事務局 そうです。左が貸される面積、右が貸される面積を今の面積に加えた面積という ことになります。

○番差が、今耕作されているわけですね。わかりました。

議長ほかにありませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 1 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第1号は申請どおり当委員会 において許可することに決定します。

=議案番号第2号=

議長 続きまして、議案番号第2号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第2号。権利の種類は所有権移転(売買)です。 申請農地は、大字深浦字一本松〇〇番、田604 ㎡です。 譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地(深浦西分)〇〇氏です。 譲受人は、白石町大字深浦〇〇番地(牛間田)〇〇氏です。 耕作面積は、田10,648 ㎡、畑335 ㎡、計10,983 ㎡です。 稼働力は男1名、女1名です。 申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。 議案の位置図は、1ページをご覧ください。 以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。 ○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 12 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。 譲受人は現在、米玉葱を中心に約 1.0ha の規模で営農されています。 譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。 ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 2 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第2号は申請どおり当委員会 において許可することに決定します。

=議案番号第3号=

議長 続きまして、議案番号第3号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第3号。権利の種類は所有権移転(売買)です。申請農地は、大字深浦字一本松〇〇番、田652㎡です。 譲渡人は、白石町大字深浦〇〇番地(深浦西分)〇〇氏です。 譲受人は、白石町大字深浦〇〇番地(牛間田)〇〇氏です。 耕作面積は、田10,696㎡、畑335㎡、計11,031㎡です。 稼働力は男1名、女1名です。 申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。 議案の位置図は、2ページをご覧ください。 以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。 議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。 〇番 〇〇委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 12 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。 譲受人は現在、米玉葱を中心に約 1.0ha の規模で営農されています。

譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。先ほど承認を得ました2番と3番は同じ方が、譲受人だと思いますけれど、先ほど言われた耕作面積の違い、対価が同じ区内で違うのはなぜか教えてください。

事務局 まず、対価についてですが、面積が違うけれども、同じ金額で、それぞれお互い の話がまとまっているので、単価としては差額が出ているという事です。同じ金額 で売買されていますが、面積が違うので、10a 当たりの単価に差が出てきます。

2番と3番の差が48㎡あると思うですが、現在耕作されている面積に左に書いてある604㎡ですとか、652㎡を加えたやつが、右側の数値になるので、それぞれの現在の面積に加えているような形で議案は挙げておりまして、差の48㎡というのは、2番と3番が、604㎡・652㎡ということで48㎡違いますので、その差が右のほうの差で出てきます。

4番 わかりました。

○番○○です。その中で、1つ気にかかるのが、先ほどから話題になっている譲受人と譲渡人の耕作の面積、これが、今おっしゃった譲受人が貸しを含んだところで入れるのですか。右側の耕作面積というのは、左側で申請をされている面積を含んだ面積ということは、第3条の許可の申請ですよね。まだ、許可になっていないものを、そこに許可があったかのごとく併せて掲載するのは、ちょっとおかしいのではないですか。この農業委員会が何のため許可・不許可だと判定をしていくわけでしょ。それを、許可があってない面積をこっち側に加えてしまうというのは、おかしいのではないかと、個人的には思うのですがどうでしょうか。

事務局 これは、あくまでも $2\cdot 3$ 別々でしています。単独で、2 を併せた分が 3 ではなくて、この面積を併せた分で、2 番の分ですけど、10,983。3 番で、この面積を単

独で併せた分で 11,031 ということで、議案が通ったうえの合計じゃなくて、それ ぞれの面積でしております。

○番 わかりますよ。ただ、許可していない訳ですよね。それを、許可があった如く、ここに耕作の面積として、譲受人に入れるのがおかしくはないですか。一番初めから○一季員さんの面積が違うというのは、若干そこは、耕作面積と譲渡面積の違いというのはありますが、まだ、申請をされている段階ですよね。相手側が、実際耕作されているかどうかはわかりませんが、許可があって初めて、こっち側の耕作面積に移るのではないかなという気がします。譲受人側は、許可前の面積、許可を受ける前の面積を記入するべきものではないですか。

そして、その後に、ここで、農業委員会で許可になったら、プラスした耕作面積が、その方の耕作面積とならないと、ここで、許可が何だという意味がなくなってしまう。始めから、この方、譲受人の面積は、許可申請の面積を含んでいますよと言うのであれば、許可はいらないじゃないか、耕作面積に上がっているのであればとならないですか。

だから、申請をされる面積は、申請をされる面積。耕作される面積は、現在の 許可前の面積を入れるのが、本当ではないかと思います。

- 事務局 私が来た時から、こういった形で上げてはありますけれど、考え方、私が推測するところですが、当然、許可をするためには、5,000 m以上の経営面積が必要というのがあります。それは、取得したあとで判断とありますので、ここを加えた分でしていたほうが、分かりやすいのではないかというのはありますけれど、それは許可が出る前提で上げているわけではございませんので。
- ○番 その判断は、申請の額と現在の耕作面積を足せば、50a 以上というのはすぐわかるのではないですか。現在の耕作面積を見れば。

例えば、ここは 45a となっていれば、今耕作されているのは 45a だなと、今回 申請があったのを足せば 60a になるなという判断は、ここでできるのですよ。事前 に前もって 50a 未満かどうかをここで、事務局が判断するのではなくて、この農業 委員会で判断をすべきではないですか。そうするためには、当たり前の耕作をされている現在されている面積を入れておかないと、今 45a しかないけれども、今回申請をされる分を足したらいくらになるとはっきり見えるわけですね。わざわざ、初めから足しこまなくてもですね。私は、許可がないものを耕作面積の中に含めるというのは、ちょっとおかしいのではないかと思いますけど。

事務局長 〇〇委員からご意見いただいておりますけれども、何処で判断するかという問題 にもなってこようと思います。委員さんにお任せする部分、私どもでお手伝いする 部分ということで、それが、おかしいよということであれば、今回、議案書を作っておりますけれども、次回の総会までに考えをまとめまして、反映させたいと思います。反映させると言うのが、必ず変えるという意味ではなくて、どっちが分かり

やすいのかなと判断させてもらって、必要があれば、総会前にでも、1回お流しして決定したいと思います。

○番 わかりました。幹事会等で協議をして頂いて、どういう風にするか、それはそれ でお任せしたいと思います。

議長ほかにありませんか。

○番の○○です。先ほど事務局からもご説明があっておりましたように、私も今までこういう様式で、賛成をさせてもらいますけれども、捉え方の違いという事じゃないかなと、私は考えましたので申し上げます。

あくまでも、譲渡人の方が申請をされて、こういう形でお願いしますよと、その後に譲受人が、こういう形での積になりますよという目安と言いますか、参考と申しますか、そういう形での表し方だったのではなかったかと捉えて、今まで採決をしてきたつもりでございます。

○番の○○です。○番の○○委員さんがおっしゃったとおり、事務局の説明もありましたとおりに、例えば、3 反相続で持っていて、5 反取得する。それで8 反になるというところの判断材料ですね。今後、営農をどうしていくかというところの判断材料で、ここの面積が合計した面積となっていると私も理解して今までやってきました。

そういうところで、事務局が説明したとおりでいいのではないかと思って、発言をさせて頂いております。以上です。

○番の○○です。いろいろ案はあると思いますけれども、事務局には申し訳ないのですけれども、冊子の作り方を、貸付人・借受人の借りる前、実際本人がお持ちの田んぼを分けて書いておけば、これだけ持っておられて、今度、これだけ借りられて、あるいは借り受けてこれだけになったと、もう少し分かりやすく、我々も、昔から算数下手だからですね、足し算・引き算が苦手なものですから、これを当初から、まず貸付人がこれだけ持っておられました、借受人がこれだけ借りられました。貸付人は、田んぼをこれだけ持っておられました。で、借受人も当初これだけ持っておられたのを借りてこれだけになりましたと差額がわかれば、貸付人が全部貸すのか、あるいは、いくらか残して、あと残りは自分でされるのかという、そこら辺の判断をしやすいのかなと思って、こうなれば、事務的作業が、大変増えると思うのですが、そこら辺は、頑張ってもらってと言う単なる私の意見で、こうして下さいと言うわけではないのですが、便利じゃないかなと思って、発言させて頂きました。以上です。

議長 これについては、事務局のほうでもう1度検討し直して、次回の総会の時にはまた、ピシッとした議題を出していきたいと思います。

ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 3 号に賛成の方の挙手を求めま す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第3号は申請どおり当委員会 において許可することに決定します。

=議案番号第4号=

議長 続きまして、議案番号第4号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第4号。権利の種類は所有権移転(売買)です。

申請農地は、大字堤字嘉瀬川〇〇番、畑 263 m²です。

譲渡人は、杵島郡大町町大字福母○○番地(大町町)○○氏です。

譲受人は、白石町大字堤○○番地(嘉瀬川)○○氏です。

耕作面積は、田 10,932 ㎡、畑 2,321 ㎡、計 13,253 ㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

議案の位置図は、3ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。 ○番 ○○委員

委員 ○番○○です。

地元農業委員として12月25日に事務局と現地確認を行いました。

申請の農地は、譲受人が購入予定の宅地に隣接しており、譲渡人も今後管理が困難であることから、所有権の移転を希望されています。

譲受人は、周辺地域と協力して耕作することを約束されておりますので、所有権 移転については問題ないと判断いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 4 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第4号は申請どおり当委員会 において許可することに決定します。

=議案番号第5号=

議長 続きまして、2.「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第5号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第5号。

申請農地は、大字廿治字吉村谷○○番、畑 52 ㎡です。

申請者は、白石町大字廿治〇〇番地(吉村)〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地です。 許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、 申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、4ページから5ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。 〇番 〇〇委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として12月23日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地進入路を目的とするものであります。周辺農地への影響もなく、地元区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

なお、当該案件につきましては、既に無断で進入路として転用されておりました ので、その事につきましては、指導して、今回改めて手続きをして頂くとなった次 第です。以上です。 議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第5号は原案のとおり申請を 許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

=議案番号第6号=

議長 続きまして、議案番号第6号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第6号。

申請農地は、大字廿治字吉村谷〇〇番の一部、田 1,918 ㎡のうち 419 ㎡です。 申請者は、白石町大字廿治〇〇番地(吉村)〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりですが、一時転用でございます。 農地区分は農用地区域内農地でございます。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地です。

許可基準の該当事項としまして、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために使うものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、 申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、6ページから7ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。 ○番 ○○委員

委員 ○番の○○です。

同じく、5 号と同じ方でございまして、12 月 23 日に事務局と現地確認を行ったところです。

今回の申請につきましては、図面ありますとおり自宅の新築工事を行うための 一時的な工事用進入路、表土の仮置き場という事で利用をされる予定でありま す。 周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られており、なお、事業が完了すれば、農地として復元することも確約されておりますので転用はやむを得ないと判断致したところです。

若干手続きが遅れましたので、その事につきましては、指導をさせて頂いております。よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第6号は原案のとおり申請を 許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

=議案番号第7号=

議長 続きまして、議案番号第7号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第7号。

申請農地は、大字堤字牛田〇〇番、畑 406 m²です。

申請者は、白石町大字堤〇〇番地(三町北)〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第1種農地。

農地区分の該当事項は、特定土地改良事業の施行に係る区域内にある農地です。 許可基準の該当事項としまして、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、 申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、8ページから9ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。 〇番 〇〇委員 委員 ○番の○○です。

地元農業委員として12月25日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、宅地進入路、農機具倉庫、家庭菜園を目的とするものです。

隣接する農地は申請人所有の田であるため問題はなく、区長、生産組合長からも 同意を得られていることから転用はやむを得ないと判断します。

なお、既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。 ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第7号は原案のとおり申請を 許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

=議案番号第8号=

議長続きまして、議案番号第8号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第8号。

申請農地は、大字牛屋字四本谷〇〇番、田 298 m²です。

申請者は、白石町大字牛屋〇〇番地(西南)〇〇氏です。

転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は第2種農地。

農地区分の該当事項は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は 許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、 申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、10ページから11ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。 〇番 〇〇委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として12月25日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫の整備を目的とするものであります。

隣接地は譲受人の所有地で、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致しております。

なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。 ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の○○です。11 ページの暗渠排水を通って水路に排水となっていますが、ここらへん西分は、公共下水道あたりがないのですよね。あるのでしょうか。

既存の暗渠排水ということは、前もってしてあったということですね。ここら辺の配水管の埋設は、普通の田んぼの埋設管か、このためにわざわざ今度埋設管を埋設したのか、でも、既存と書いてあるので、既にあったと書いてあるので、これどういうことかなとわからなかったので、このことについて、よろしくお願いします。

事務局 一応、牛屋地区も集落排水がありますが、雨水とかは流せないということになっているということで、水路に排水となっておりますので、実際こういう形になっているのではないかということで載せております。 以前からある暗渠排水ということです。

○番はい。わかりました。

議長ほかにないですか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員举手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第8号は原案のとおり申請を 許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

=議案番号第9号=

議長 続きまして、3.「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。 議案番号第9号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第9号。権利の種類は所有権移転(売買)です。 申請農地は、大字牛屋字四本谷○○番、田821㎡です。 譲渡人は、白石町大字牛屋○○番地(西南)○○氏です。 譲受人は、白石町大字牛屋○○番地(西南)○○氏です。 転用目的からその他参考事項は、議案書のとおりです。 農地区分は第2種農地。

農地区分の該当事項は、第3種農地になることが見込まれる区域として、宅地化の状況が住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね10ha未満であること。

許可基準の該当事項としまして、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は 許可し得るものでございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、 申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、12ページから13ページをご覧ください。 以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。 〇番 〇〇委員

委員 ○番の○○です。

地元農業委員として 12 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。 今回の申請は、農漁業資材置場、作業場として計画されています。

隣接宅地は譲受人の所有地で、区長、生産組合長、隣接農地の所有者などからも 同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。

ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、 質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第9号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第9号は原案のとおり申請を 許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

=議案番号第10号=

議長 続きまして、4.「令和3年白石町農用地利用集積計画(1号)の承認決定について」を議題とします。議案番10号事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 10 号の「農用地利用集積計画(1 号)について」ご説明いたします。 始めに「所有権移転関係」でございます。今回は 1 件となっております。 詳細は 1 ページ目をご覧ください。

つづきまして、「利用権設定関係」でございます。

2ページから 3ページに 11 件、4ページから 8ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 42 件、合わせて 53 件の計画が提出されています。賃借権設定が 51 件、使用貸借権設定が 2 件となっています。

そのうち新規が33件、その中で自作地から新規に利用権設定をされるものが13件で、再設定は20件でした。

今回の利用権の総面積は311,886 ㎡です。

今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが11件、農地中間管理機構によるものが42件となっています。

なお、今回の計画の中で未相続農地は14件となっています。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして 53 件とも承認が相当と判断いたします。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

まず、所有権移転について審議します。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 10 号(所有権移転) について 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 10 号(所有権移転)については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続いて、利用権設定について審議します。 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 10 号(利用権設定) について 賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 10 号(利用権設定) については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

=議案番号第11号~議案番号第21号=

議長 続きまして 5. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 11 号から議案番号第 21 号つづけて事務局に説明 を求めます。

事務局長 議案番号第 11 号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,428 ㎡、同じく〇〇番、田 4,440 ㎡、計 8,868 ㎡でございます。

あっせん申出者は、白石町大字築切○○番地(沖小路)○○氏です。 申請理由は、レンコンの耕作地を変更したいための処分でございます。 議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

議案番号第12号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 500 ㎡、同じく〇〇番、田 500 ㎡、同じく〇〇番、 500 ㎡、計 1,500 ㎡でございます。

あっせん申出者は、白石町大字牛屋○○番地(沖清)○○氏です。申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、15ページをご覧ください。

議案番号第13号。

申出農地は、大字戸ケ里字新田〇〇番、田 6,613 ㎡でございます。 あっせん申出者は、白石町大字戸ケ里〇〇番地(戸ケ里)〇〇氏です。 申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。 議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

議案番号第14号。

申出農地は、大字牛屋字治右エ門搦○○番、田 1,605 ㎡、大字新明○○番、田 3,946

㎡、計5,551 ㎡でございます。

あっせん申出者は、白石町大字戸ケ里○○番地(廻里津)○○氏です。

申請理由は、規模縮小による農地の処分でございます。

議案の位置図は、17ページから18ページをご覧ください。

議案番号第15号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 1,894 ㎡、同じく〇〇番、田 3,014 ㎡、計 4,908 ㎡ でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新明○○番地(新明 2A)○○氏です。

申請理由は、遠方による農地の処分でございます。

議案の位置図は、19ページをご覧ください。

議案番号第16号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 4,448 ㎡、同じく〇〇番、田 4,445 ㎡、計 8,893 ㎡でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新明○○番地(新明 2A)○○氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、20ページをご覧ください。

議案番号第17号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 2,549 ㎡、同じく〇〇番、田 2,013 ㎡、計 4,562 ㎡でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新明○○番地(新明 2A)○○氏です。

申請理由は、遠方による農地の処分でございます。

議案の位置図は、21ページをご覧ください。

議案番号第18号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 2,273 ㎡、同じく〇〇番、田 2,267 ㎡、計 4,540 ㎡でございます。

あっせん申出者は、白石町大字新明○○番地(新明 2A) ○○氏です。

申請理由は、遠方による農地の処分でございます。

議案の位置図は、22ページをご覧ください。

議案番号第19号。

申出農地は、大字新拓〇〇番、田 4,239 ㎡、大字新明〇〇番、田 3,709 ㎡、同じ く〇〇番、田 5,299 ㎡、同じく〇〇番、田 5,908 ㎡、計 19,155 ㎡でございます。

あっせん申出者は、小城市牛津町牛津○○番地(小城市)○○氏です。

申請理由は、高齢・後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、23ページから24ページをご覧ください。

議案番号第20号。

申出農地は、大字新明〇〇番、田 2,816 ㎡、同じく〇〇番、田 5,545 ㎡、計 8,361 ㎡でございます。

あっせん申出者は、佐賀市久保田町大字久保田○○番地(佐賀市)○○氏です。申請理由は遠方による農地の処分でございます。

議案の位置図は、25ページをご覧ください。

議案番号第21号。

申出農地は、大字福富下分字第二田渕〇〇番、田 3,414 ㎡、同じく〇〇番、田 308 ㎡、同じく〇〇番、田 157 ㎡、同じく〇〇番、田 3,059 ㎡、同じく〇〇番、田 1,804 ㎡、同じく〇〇番、田 1,833 ㎡、計 10,575 ㎡でございます。

あっせん申出者は、福岡県大野城市曙町〇丁目〇番〇号 〇〇 (株) (大野城市) 〇〇 (持ち分 1/3) 氏です。

申請理由は、後継者なしによる農地の処分でございます。

議案の位置図は、26ページをご覧ください。

以上、議案第 11 号から議案第 21 号です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 11 号から議案番号第 21 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一 人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしくお願いします。

議長 議案番号第 11 号から議案番号第 21 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いします。

議長 議案番号第 11 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 12 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 13 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 14 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 15 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 16 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 17 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 18 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 19 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第20号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 21 号

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認します。

議案番号第 11 号〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員 議案番号第 12 号〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員 議案番号第 13 号〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員 議案番号第 14 号〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員 議案番号第 15 号〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員 議案番号第 16 号〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員 議案番号第 17 号〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員 議案番号第 18 号○番 ○○委員、○番 ○○委員 議案番号第 19 号○番 ○○委員、○番 ○○委員 議案番号第 20 号○番 ○○委員、○番 ○○委員 議案番号第 21 号○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。 事務局の担当の職員をお願いします。

事務局長 議案書に記載しておりますが、議案番号第 11 号は○○、12 号は○○、13 号は○○、14 号は○○、15 号・16 号・17 号・18 号は○○、19 号は○○、20 号は○○、21 号は○○です。

連絡調整につきましては担当者へお願いします。

議長あっせん委員になった方は、よろしくお願いします。

議長これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連 絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

- 1 第2回農業委員会総会の日時及び場所
- 2 農地パトロール
- 3 その他

閉会時刻 午前 10 時 30 分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第27条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第18条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員